

東京都知事選挙の  
投票日は2月9日  
みんなで投票に行こう!!



明るい選挙推進のイメージキャラクター  
「選挙のめいすい(明推)くん」

## 選挙特集号

# 投票日は2月9日 東京都知事選挙

2月9日(日)は、東京都知事選挙の投票日です。投票時間は午前7時～午後8時です。私たちの未来を託すこの選挙にあなたの貴重な一票を有効に生かしましょう。

選挙管理委員会事務局

### 入場券は世帯ごとに封書で

投票所入場券は、世帯ごとに封書でお送りします。同じ世帯の方は1つの封筒に世帯全員の入場券が入っています。万一、入場券を紛失した場合、投票所の受付係で入場券の再発行を受けてから投票してください。この際、本人確認できる保険証・運転免許証などを忘れないで持参ください。

### 日野市で投票できる方

投票するためには、日野市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。以前に日野市で投票したことのある方は、住所などの異動がない限りそのまま登録されています。

### 今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方

平成6年2月10日までに生まれた方で、平成25年10月22日までに日野市の住民基本台帳に登録され、投票日まで引き続き日野市に住んでいる方です。

### 次の方は選挙用住民票の写し(無料)が必要

▼日野市から転出した方  
日野市の選挙人名簿に登録されている方で、平成25年10月23日以降に都内の区市町村へ転出した方は、日野市で投票することとなります。この際、転出先の区市町村が発行する選挙用住民票の写し(無料)が必要です。

### ▼日野市へ転入した方

平成25年10月23日以降に都内の区市町村から日野市へ転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、日野市で発行する選挙用住民票の写し



(無料)を持参すれば前住所地の投票所で投票することができます。

### 市内で転居した方

平成26年1月6日までに転居届を提出した方は、新しい投票区の投票所で、1月7日以降に転居届を提出した方は、従前の投票所で投票してください。市内転居する(された)方で、どこで投票していいかわからないなど、不明な点がありましたらお問い合わせください。

### 選挙公報は全戸配布

東京都知事選挙の候補者の政見などを掲載した選挙公報を2月7日(金)までに全戸配布します。配布漏れ等がありましたら日野市シルバー人材センター(☎581・8171)までご連絡ください。

なお、選挙公報は、市役所1階市民相談窓口出入口、七生支所、七生公会堂1階、豊田駅連絡所、市内各図書館にも備えますのでご利用ください。

また、視覚障害者など目の不自由な方には、点字版および音声版の「選挙のお知らせ」を市内各図書館などに備える予定です。

### コミュニケーションボードのご活用を

聴覚や言語発声が不自由な方々との意思疎通を図るためのコミュニケーションボードを各投票所の受付係に備えます。

### 代理投票・点字投票

身体が不自由であったり、自分で文字が書けない方は、申し出により係員が代筆する「代理投票」の制度があります。また、目の不自由な方は、点字で投票する「点字投票」の制度があります。

その他、各投票所に車いすを用意しています。ご利用ください。

いずれも、投票所の係員におたずねください。

### 各投票所の駐車場について

一部の投票所を除き、各投票所には駐車場を備えています。が、駐車できる台数が少ない場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。

### 不在者投票

▼他の市区町村での不在者投票  
出張などで市外に滞在中の方は、事前に「宣誓書(兼請求書)」による申請をしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。不明な点がありましたらお早めにご確認ください。

### ▼指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定している病院などに入院・入所している方は、不在者投票をすることができます。

表1 郵便等による不在者投票のできる方

手帳などの種類	障害名	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載による不在者投票ができる方

手帳の種類	障害名	等級など
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

▼郵便等による不在者投票  
身体障害者手帳などをお持ちの方で、障害や要介護度の程度が定められた等級(表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票することができます。また、表1に該当し、かつ上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票することもできます。

郵便等投票を行うには、「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。

また、投票用紙などの請求は2月5日(水)(必着)までに請求してください。証明書の申請や投票用紙などの請求は、投票手続きなどに日数がかかりますので、お早めに申し込みください。その他、郵便等投票に関して、詳細はお問い合わせください。

### 期日前投票される方へ

投票日当日、投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。投票所入場券が届いている方は、ご自分の投票所入場券裏面の宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、お持ちください。東京都知事選挙の期日前投票の期間は左表の通りです。

日程	場所
1月24日(金)～2月8日(土) 午前8時30分～午後8時	市役所本庁舎 1階101会議室
2月3日(月)～8日(土) 午前8時30分～午後8時	七生公会堂1階 七生福祉センター

※土曜・日曜日も実施

▼「宣誓書」記載のお願い  
期日前投票で記載する「宣誓書」は、2月9日(日)の投票日に投票所へ行けない理由を書いていただく大事な書類です。お手数をおかけしますが、記載にご協力ください。

投票日当日の東京都知事選挙の投票状況は、市ホームページでお伝えします。投票状況の発表時間は午前9時、正午、午後3時、午後6時、午後8時(最終)です。

なお、集計作業に時間がかかりホームページの表示が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

開票は市民の森ふれあいホールで 東京都知事選挙の開票は、投票日の午後9時から市民の森ふれあいホール(日野本町6-1-3)で行います。